

戦後引揚者住宅等の状況

昭和20年(1945年)の敗戦時、国外にいた日本人は、軍人・軍属(軍人以外の軍所属者)及び民間人がそれぞれ約330万人、合わせて660万人で当時の日本の人口の1割近くだったと見られている。厚生労働省のまとめによると、海外から引き揚げた軍人・軍属は310万人、民間の邦人は318万人、合わせて629万人である。

北海道への引揚者数は、軍人・軍属が9万1,010人、一般引揚者が38万513人、合計47万1,523人。地域別引揚者数では、軍人・軍属及び一般引揚者を合せて、樺太26万8,839人、千島1万6,175人、朝鮮1万4,868人、中国4万2,417人、満州7万3,097人、その他5万6,127人(以上、昭和25年(1950年)6月30日現在)となっている¹。

国内の住宅需要は、急速に高まり、住宅不足の状況は、次のようになっていた²。

戦災によるもの	210万戸
疎開取壊によるもの	55万戸
海外引揚者の需要増	67万戸
戦時中の供給不足	118万戸
計	450万戸
戦災死による需要減	30万戸
差引	420万戸

北海道における住宅不足の状況は、次のとおりであった。³

戦災によるもの	6,166戸
疎開によるもの	1万3,155戸
戦時中の供給不足	3万8,000戸
計	5万7,321戸

美唄町(当時)では、昭和24年(1949年)12月31日時点で、3,008世帯、10,153人が引き揚げ、復員者は陸軍2,225人、海軍561人、引揚者と復員者を合せると12,939人であった⁴。

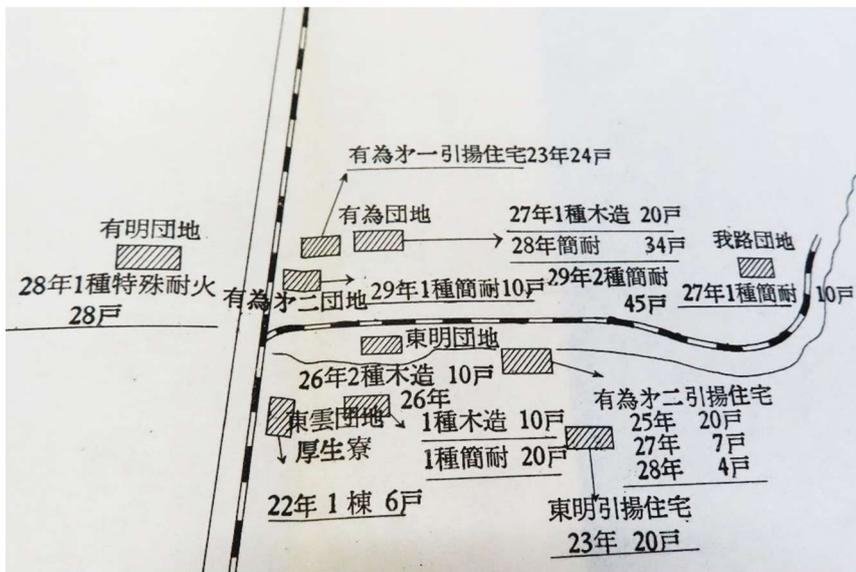
相当数の住宅需要が生じたと思われるが、引揚者住宅に関しては、昭和31年(1956年)の市勢要覧「びばい」⁵に公営・引揚住宅の位置図が掲載されており、これによると、引揚(者)住宅の名称、建設年次及び戸数は、次のようになっている。なお、美唄町は、昭和25年に市制施行され、美唄市となる。

東明引揚住宅	23年	20戸
有為第一引揚住宅	23年	24戸
有為第二引揚住宅	25年	20戸
	27年	7戸
	28年	4戸

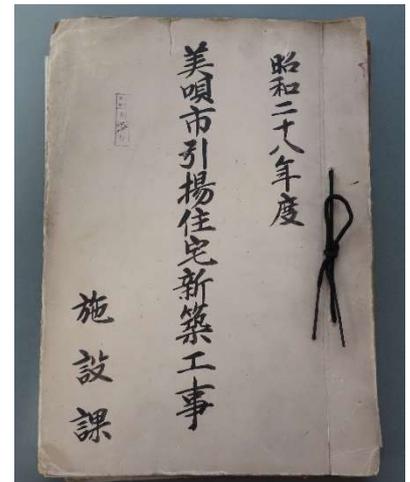
昭和23年(1948年)から28年(1953年)までの5年間で3か所、合計75戸が建設されている。昭和28年建設の4戸については、工事請負契約書・仕様書が残っており、これによ

ると、2戸住宅が2棟建設され、1戸当たりの広さは7坪、間取りは、玄関、便所、台所兼茶の間、寝室（4畳半）、押入となっている。住宅の具体的な様子は、『市制施行三十年の歩み』⁶の中で次のように描写されている。

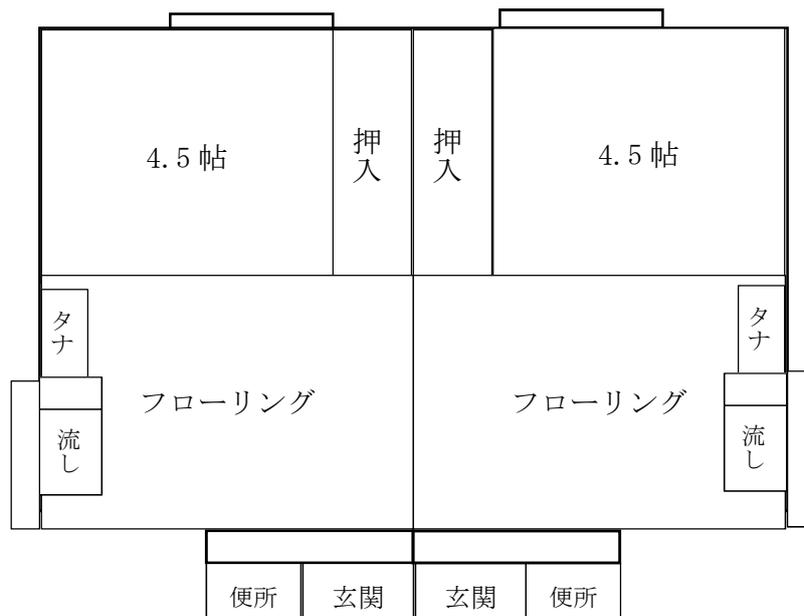
この住宅は現在考えられような、防寒、防火、防音などを考慮したものでなく、屋根は桎葺き（なかには長桎葺きもあった）、外壁、内壁とも薄板張りの隙間だらけの建物で、どうやら雨風を防ぐ最小限度のもので、あくまでも臨時的措置のバラック造りであった。入居者は一重窓の框や内壁、天井に自分で新聞紙などを貼り寒風を防いだ。部屋は居間と寝室一室で、半帖の玄関と一帖ほどの台所に便所が隣接して、水は屋外に共同の打ち込みポンプが設置されていたが、鉄分が多いため各戸で濾過装置を設けて飲料にしていた事などが今でも記憶にあるが、現在では七十五戸の全戸が解体撤去され昔日の影すらない。



昭和31年 市勢要覧から



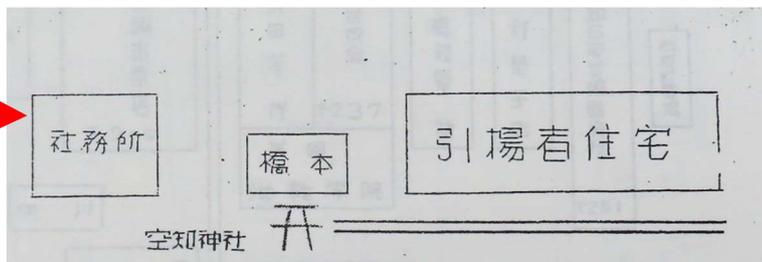
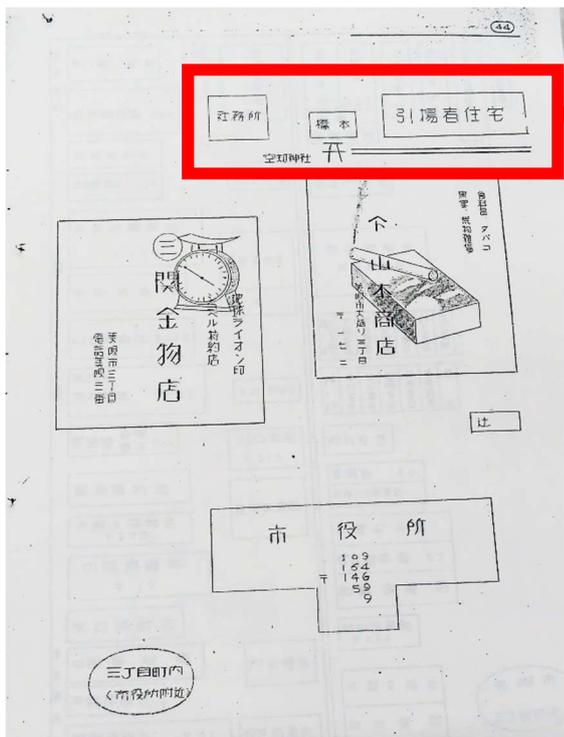
昭和28年度引揚住宅の工事請負契約書・仕様書を含む資料



昭和28年度引揚住宅の間取り

引揚者向けの住宅戸数がこれで充足するには至っていなかったと思われるが、南美唄地区を所管する美唄町役場三井支所の資料⁷を見ると、三井鉱山株式会社美唄鉱業所が操業していたことから、炭鉱に職を得て社宅や寮などへ入居している人たちがいたほか、知人縁者宅に身を寄せる例も少なくなかったようである。

昭和 25 年発行の住宅地図⁸では、空知神社の近く（境内？）にも「引揚者住宅」の表示があるが、これが公営住宅なのか民間住宅なのか、臨時的なものなのかは不明である。



昭和 25 年発行の住宅地図。空知神社近くに「引揚者住宅」がある。

昭和 25 年の市勢要覧⁹には、「無縁故者収容所」（昭和 25 年 3 月 31 日現在）の一覧が掲載されている。「無縁故者収容所」は、身寄りのない引揚者に用意された住宅¹⁰で、東明引揚住宅、有為引揚住宅のほかに、癸巳収容所、正進寮の名称が見られ、同年の住宅地図で「引揚寮」「正進寮」の位置が確認できる。

また、昭和 49 年（1974 年）に北海道開発局札幌開発建設部農業調査課が作成した美唄市内地図には「有為第 2 引揚者団地」の表示がみられ、公営住宅が順次整備されていく一方で、引揚者の住宅状況はその一部において、長い期間、改善に至っていなかったことがうかがわれる。

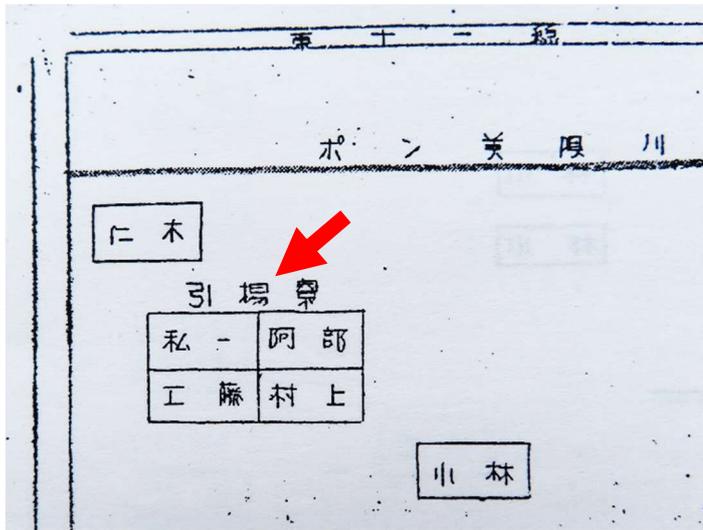
2. 無縁故者収容所

昭和25年 3月31日

	所在地	坪数	収容		現収容数	
			定員	最多	男	女
癸巳収容所	癸巳	19	20	24	4	7
正進寮	有為	51	33	47	24	23
東明引揚住宅	東明	150	100	102	43	45
有為引揚住宅	有為	180	121	124	65	53
計		400	273	297	136	128

3. 援護事業

昭和 25 年 市勢要覧 「無縁故者収容所」一覧が掲載されている。



昭和25年の住宅地図の癸巳地区に「引揚寮」の表示がある。



同地図に記されている「正進寮」。



昭和49年の美唄市内地図（北海道開発局札幌開発建設部農業調査課作成）には、「有為第二引揚者団地」の表示が残る。

引揚者には、越冬用寝具や衣類、蚊帳、鍋等、当面の生活に必要なものの支給があり、町役場からの依頼を受けて町内会が窓口となって、受給希望者の必要数量を取りまとめるなど、援護に係る手続の労をとっている。(昭和22年の中央町内会資料¹¹)。最小限の身の回りの物しか持ち出すことができなかつた引揚者の困窮の状況をうかがい知ることができる¹²とともに、混迷する地域社会の中で町内会が果たした役割が少なからぬものであったことを物語っている¹³。

戦後、物資が欠乏していた様子について、商店経営者が文章に残している¹⁴。

「終戦後より二十三年頃までは食糧の不足、衣類の不足と並び、鍋・釜をはじめとする食器類の不足により、これらの商品は店頭に出せば飛ぶように売れる時代が数年間続いた。それらの食器類は、需要が多かったため、金物屋は勿論のこと、衣料品店・雑貨店においても販売されたのである。」

この間の美唄町・美唄市の人口の推移を見ると、昭和20年には63,729人、昭和25年には87,095人、昭和28年には90,546人と、戦後の石炭増産による従業者数の増加やベビーブームと相まって、昭和30年代初頭、急速に増加し9万1,000人台に達したが、昭和38年の三井美唄炭鉱の閉山、昭和47年の三菱美唄炭鉱の閉山を経て、人口は急激に減少していくことになる。

美唄市総務部総務課行政資料室 伊藤 敦史

(令和5年2月16日)

注

- 1 『新北海道史』第6巻45頁。
- 2 『公営住宅二十年史』（社団法人日本住宅協会、昭和48年3月30日発行）、4頁。
- 3 『新北海道史』第6巻66頁。
- 4 『市勢要覧 昭和25年版』41頁。
- 5 『昭和31年版 びばい』（美唄市役所、昭和31年12月10日発行）49頁。
- 6 『市制施行三十年の歩み』（昭和55年美唄市役所発行）所収の元市建設部長、小林正親の回想記「美唄市の公営住宅について」234～235頁。

- 7 「昭和22年 外地帰還不能者、海外一般引揚者、内地戦災者 申告書綴」。

申告件数は、昭和22年11月2日から24年12月20日までの間に429件で、地域別引揚者数は、樺太（北樺太を含む。）333件、中国7件、朝鮮5件、満州26件、ソ連（シベリア、ウクライナを含む。）35件、千島4件、国内（戦災者）16件、未記入3件となっている。

- 8 『卓上案内 昭和25年版』44頁、122頁。
- 9 『市勢要覧 昭和25年版』41頁。
- 10 『新北海道史』第6巻69頁に次の記述がある。

引揚げ無縁故者収容住宅は、連合軍総司令部財務部の方針により国有建物として全額国庫補助事業で施行し、管理はいつさい市町村に委託した。一戸の規格は七・五坪、家賃は市町村長の意見を徴し知事が、その地域の標準額を決め（厚生大臣の認可）、市町村長はその範囲内で民生委員会に諮って決定した。維持管理費は家賃収入をもってあて、かつ受入れのための負担援護額を控除して余剰金は国庫に納入することとし、その基準は厚生大臣が別途決めた。

- 11 中央町内会からの寄贈文書の概要

- ① 昭和22年3月19日文書 美唄町長代理助役 桜井豊三郎から各町内会部落会連合会長あて「引揚者越冬用寝具購入費の金融緊急措置令上の取扱について」
希望者に越冬用寝具を給付するための手続を依頼する内容
購入費は第一封鎖予金（ママ）から封鎖支払いを受けるとされている。

- ② 昭和22年3月12日文書 同上
「外地引揚者に対する第一次応急家財特別配給について」
ニューム鍋を一世帯一個に緊急配給するため手続を依頼する内容

- ③ 昭和22年3月18日文書 同上
「外地引揚者の実態調査について」
引揚者の定着援護、引揚予定者の援護対策のため調査を依頼する内容

- ④ 昭和22年3月24日文書 同上 「至急」の表示あり
「外地引揚者用第二次布団配給について」

- ⑤ 昭和22年2月22日文書
美唄町長代理助役 桜井豊三郎から各町内会部落会連合会長、民生委員あて。「至急」の表示あり。
「引揚者等越冬用寝具配給について」
割当数量
布団（銘柄は布団側綿入又は絹にて価格は綿350円絹450円程度概ね半数程度は側のみ配給せられる予定である。）

特殊物件毛布（価格65円）

民需制品（同 240 円）（ママ）

追加無償毛布（無償）

⑥ 昭和 22 年 1 月 27 日 文書

美唄町長代理助役 桜井豊三郎から各連合部落会長あて

「外地引揚者用蚊帳及女兒オーバー配給について」

割当数量

蚊帳 二張

女兒オーバー 一枚

購入価格

蚊帳 一張 447□82 銭

女兒オーバー 一号 207□27 銭

二号 195□35 銭

三号 179□85 銭 (□は判読不能箇所)

購入先 美唄町繊維共同販売組合

12 『新北海道史』第 6 卷 47 頁に次の記述がある。

外地からの引揚者は、縁故地に落ち着いた後も無一物にちかく、その生活はなみたいていではなかった。そこで、道としても市町村と協力して、住宅の斡旋提供、応急家財の無償給与、生活・生業・育英資金の貸付け、職業の補導周旋、医療救護、道税および事業税減免などの援護措置を講じた。引揚者がもっとも困ったのは住宅で、引揚者住宅に入居できたのは、引揚者世帯の中のごくかぎられた一部であって、大部分の者は親戚や知人の家に同居生活を余儀なくされた。また、電灯もないバラックの仮設住宅に、数人の家族が一枚の布団にくるまって厳冬を越す姿がいたるところの市町村にみられた。このような引揚者の窮状は、道民の同胞愛に訴えるほかに解決の方策がなかった。道では、民生部が中心となって各地で講演会や懇談会を開催し、援護思想の普及徹底を図るとともに、市町村民生委員・町内会長・部落会長の協力を求めて、寝具・衣料品・食器などの供出や余裕住宅の解放を全道の家庭に呼びかけた。また、二四年いらい、毎年一二月に、全国一斉に「引揚援護愛の運動週間」が実施されたが、本道でもこの期間に民生委員を動員して生活の再建や就職斡旋などの身上相談に応じ、引揚者に再起自立の希望と勇気を与えるとともに、未帰還者留守家族の慰問や帰還促進の署名運動をおこなうなど、ひろく道民の援護思想の高揚に努めた。

13 『美唄市百年史』に 901 頁に次のような記述がある。

「『新北海道史』によれば、町内会・部落会などは昭和二二年四月以降存続することができなくなり、これらの組織が担っていた配給や証明などの行政末端事務は市・区・町村に移管されたこと、同二七年の禁止令失効後に公然と復活し、親睦や祭礼・環境保全・相互扶助などに重きをおいた住民組織として、むしろ一般的な存在とさえなったことが記されているが、美唄中央町内会の記録つづり（昭和二〇年一〇月五日から同二二年三月一九日まで）によると、そのころまでは美唄町長の各町内会長・部落会長あての文書によって、各種の依頼や調査がなされていることから、終戦後も引き続き町内会・部落会が行政の末端機構としての役割を果たしていたことがわかる。また、その内容も、外地引揚者の援助や実態調査、引揚戦災孤児調査、生活困窮者の援護、戦災者の歳末慰問、未帰還軍人軍属調査、外地引揚者・戦災者に対する生活物資の配給その他多岐にわたっている。

14 『市制施行三十年の歩み』205 頁、海老名貞助氏「美唄市商業の発展と将来」より。

本稿で紹介する美唄市行政資料室の収蔵資料

- ・『公営住宅二十年史』 昭和 48 年発行 社団法人日本住宅協会
- ・『市勢要覧 昭和 25 年版』 美唄市
- ・『昭和 31 年版 びばい』（昭和 31 年市勢要覧） 美唄市
- ・『市制施行三十年の歩み』 昭和 55 年発行 美唄市
- ・「昭和 22 年 外地帰還不能者、海外一般引揚者、内地戦災者 申告書綴」
美唄町役場三井美唄支所
- ・『卓上案内 昭和 25 年版（美唄市全図）』 発行者不明
- ・「昭和 28 年美唄市引揚者住宅新築工事」 施設課